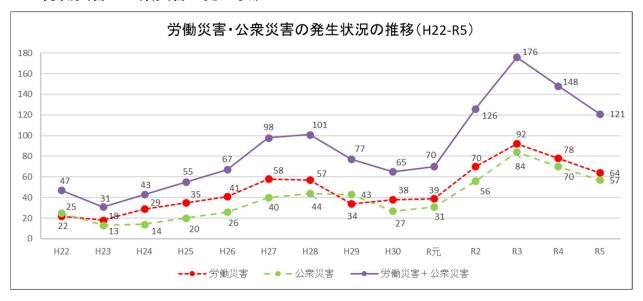
# 令和6年度 建設工事安全対策重点計画

# 1 労働災害・公衆災害の発生状況



(単位:件)

| 車致託          | R4     |      |         | R5     |      |         | 増減      |
|--------------|--------|------|---------|--------|------|---------|---------|
| 事務所          | 労働災害   | 公衆災害 | 計       | 労働災害   | 公衆災害 | 計       | (R5-R4) |
| 県北建設事務所      | 18     | 13   | 31      | (1) 7  | 5    | 12      | -19     |
| 県中建設事務所      | 10     | 15   | 25      | 10     | 13   | 23      | -2      |
| 県南建設事務所      | 5      | 9    | 14      | 3      | 3    | 6       | -8      |
| 会津若松建設事務所    | (1) 10 | 8    | (1) 18  | 7      | 4    | 11      | -7      |
| 喜多方建設事務所     | 3      | 1    | 4       | 8      | 5    | 13      | 9       |
| 南会津建設事務所     | (1) 6  | 2    | (1) 8   | 5      | 5    | 10      | 2       |
| 相双建設事務所      | 5      | 6    | 11      | (1) 7  | 6    | 13      | 2       |
| 富岡土木事務所      | 3      | 0    | 3       | 2      | 2    | 4       | 1       |
| いわき建設事務所     | 11     | 13   | 24      | 7      | 8    | 15      | -9      |
| 相馬港湾建設事務所    | 3      | 2    | 5       | 7      | 0    | 7       | 2       |
| 小名浜港湾建設事務所   | 2      | 1    | 3       | 1      | 2    | 3       | 0       |
| 福島空港事務所      | 0      | 0    | 0       | 0      | 0    | 0       | 0       |
| 県北流域下水道建設事務所 | 0      | 0    | 0       | 0      | 0    | 0       | 0       |
| 県中流域下水道建設事務所 | 0      | 0    | 0       | 0      | 0    | 0       | 0       |
| 営繕課          | 2      | 0    | 2       | 0      | 4    | 4       | 2       |
| 合計           | (2) 78 | 70   | (2) 148 | (2) 64 | 57   | (2) 121 | -27     |

※()は死亡事故

# ①労働災害

- 転落・墜落:11件(前年比-3件)
  - → 一人で堤防の除草に従事していた作業員が河川に転落し死亡。建物の耐震化工事に従事していた作業員が高 所での作業中に転落し死亡。
- ・挟まれ・巻き込まれ:7件(前年比-4件)
- ・熱中症:15件(前年比-4件)

# ②公衆災害

- ・埋設物に係る事故:13件(前年比-3件)
  - ▶ 事前の試掘の未実施や試掘を重機で実施したことによる事故等。
- ・その他の公衆災害:22件(前年比+1件)
  - > 刈り払い機による飛び石や除雪機によるマンホールの損傷等。

# 2 土木部基本方針

#### 【調査設計段階】

①調査設計において、現場条件に合致した施工方法と安全な仮設計画に配慮する。

#### 【発注準備·着工準備段階】

- ②必要な安全経費の計上と適切な工期を設定する。
- ③施工計画書が共通仕様書及び現場の施工条件に合致していることを確認する。

#### 【施工段階】

- ④現場で工程会議を行い、工程が安全管理に問題を生じさせていないか確認する。
- ⑤工事の進捗に合わせ、安全パトロールを適宜実施し、現場の安全管理体制を確認する。
- ⑥仮設工が設計通り適切に行われているか確認し、変更が必要な場合は適切に変更設計を行う。
- ⑦施工状況を確認する際に、安全管理が適切になされているか確認する。
- ⑧施工条件が当初と異なる場合は、甲乙協議に基づき、適切に設計変更を行う。

#### 【竣工・その他】

- ⑨供用開始に当たって、安全性が確保されているか確認する。
- ⑩発注者として安全教育を実施し、安全管理に関する技術力の向上を図る。

# 3 事務所重点計画

# 【技術管理課】

(1) 令和6年度のスローガン

#### 高めよう一人ひとりの安全意識 組織で取り組む安全対策

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①労働災害・公衆災害発生状況を部内及び業界へ周知し、注意喚起を図る。(毎月)
- ②重大な事故等の発生時や同じような事故等が続発した場合、メールにより関係者へ発生概要を周知し、注意喚起を図る。(随時)
- ③ 土木部専門研修や各種会議を通じて職責に応じた役割や事故防止対策事例を講義し、安全管理における発注者の役割を周知する。(随時)
- ④重大事故や事故の多い管内に対し、アラートを発出し、注意喚起を図る。(随時)

#### 【県北建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

#### 目指せ!「労災ゼロ」 ~安全な現場で建設業をイメージアップ~

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①現場工程会議に合わせて社内パトロールの確認等、安全管理状況をチェックする。
- ②労働基準監督署およびRST福島との合同パトロールを実施し、所内及び建設工事安全推進協議会会員で共有する。
- ③労働基準監督署の講話を建設工事安全推進協議会の全会員に実施する。
- ④安全に関する各種情報を所内および建設工事安全推進協議会の全会員に随時提供する。
- ⑤施工計画書作成時に社内安全管理者の指導内容を添付させるとともに、社内安全管理者との 意見交換会を実施する。

#### 【県中建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

## まず確認! そのひと手間で事故はなし! みんなで取り組む安全作業

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①施工計画書策定時における安全管理体制の重点確認(作業開始前のKY活動や刈り払い等を 含めた準備工の安全対策の確認、随時)
- ②現場工程会議の実施(初回の施工計画書に基づく現場の安全管理体制の重点点検、5月末の 熱中症対策の確認、事故発生状況等を踏まえた所内及び受注者への注意喚起)
- ③公衆災害防止の対応状況の確認 (長期休暇前に実施:全ての請負工事で実施)
- ④専門技術管理員、部長、課長による抜き打ち安全パトロールの実施 (比較的規模が大きい工事や営繕工事を中心的に抽出、年3回)
- ⑤若手職員を含めた安全推進協議会による安全パトロールの実施と安全研修会の開催 (上空障害対策の確認や交通事故防止の啓蒙推進、年2回)

#### 【県南建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

#### これくらい…油断の先に事故がある

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①現場着手前の安全計画確認、安全対策実施状況の確認と適切な指導
- ②現場作業員に対する事故発生防止の注意喚起
- ③熱中症防止対策の確認、刈り払い機の取り扱い方法や安全対策の周知
- ④上空障害物の安全対策実施状況の確認、安全運転教育、健康確認の実施
- ⑤営繕工事における動線の明確化、埋設物の把握、安全確保や飛散防止の実施
- ⑥事故状況の共有と研修会の実施、現場パトロールの実施

#### 【会津若松建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

「大丈夫」 小さな油断に潜む危険 「かもしれない」で 安全確保

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①安全推進協議会及び會津 🏰 美 Lady(女性技術者)との合同安全パトロールを実施する。
- ②所内課長以上と若手職員による抜き打ち安全パトロールを実施する。
- ③事故情報等の受発注者間の情報共有や安全対策に関する情報発信を強化する。
- ④現場工程会議を実施し、現場の進捗と安全管理の状況を確認する。
- ⑤安全講習会・研修会の実施や、個別必要により設計時施工技術検討会で安全対策を検討する。
- ⑥夏期と年末の繁忙期を「安全対策強化期間」として受注者へ周知し安全意識の向上を図る。

#### 【喜多方建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

き…気を抜くな た…確かな か…確認 た…高まる安全

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①日常の重点的な取り組み
  - 初回打合せ時に、各現場特性に勘案した具体的な事故防止対策を施工計画書に立案するよう助言する。

また、安全教育等の工夫について積極的な取り組みを促す。

・上空障害物対策として、「架空線等上空施設に係る現場のチェックリスト」による各現場で の施工段階確認の徹底を図る。

#### ②安全パトロールの実施

- ・官民合同により、7月の労働安全週間と 10 月の全国労働衛生週間に合わせ、発注者と受 注者に労働基準監督署を含めた3者にて合同パトロールを実施する。
- ・課長以上により年4回抜き打ち安全パトロールを実施する。 (監督員や若手職員を同行させる。)

## ③労働安全講習会の開催

外部講師として労働基準監督署と労働安全衛生コンサルタントを招き、年1回開催する。また、交通事故対策として管内警察署から講師として招き講習会を開催する。

#### ④現場工程会議の開催

•月1の現場工程会議において、課長等が現場の安全確認を行うとともに、施工計画書等に おける安全管理等の遵守を指導する。

#### ⑤夏場特有の事故の防止対策

- 「熱中症対策に必要な費用を工事費に計上できること」等を受注者に周知し、熱中症対策の 準備を促す。
- ・除草業務等の作業前に、刈り払い機による事故防止対策等を再確認するよう受注者に周知 する。

#### ⑥情報発信の強化

・定期的(年3回)に労働安全に係るニューズレター等による情報発信を行う。

#### ⑦労働災害防止に関する標語の募集、表彰

・受注企業の社員や実際に現場で働く作業員及び工事発注機関で働く全ての職員から、労災 防止に向けた標語の募集・表彰を行い、最優秀作品を事務所のスローガンとし現場に掲示 することで、全ての工事関係者へ安全意識の啓発を図る。

# 【南会津建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

#### 気を抜くな 基本動作と正しい手順 初心に戻って 安全作業

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①現場工程会議における施工方法の確認(監督員等による適切な工程確認、各施工に必要な有 資格者の確認、施工計画書と現場の整合確認、KY活動内容の確認、熱中症対策確認、上空障 害物対策確認)
- ②現場立会終了後は、安全管理に対する指摘事項を口頭復命することをルール化
- ③安全パトロールの実施
  - 専門技術管理員等による安全パトロールの総括と情報共有(受発注者間)により意識向上を図る
  - 大規模工事における複数回のパトロール実施
  - 担当課長以上と監督員による毎月の確認
  - ・労働基準監督署等を講師として、県及び受注者合同によるパトロール (公共工事安全推進協議会)
- ④初回打合せ時における安全対策確認指導
- ⑤安全講習会の開催(労働災害防止に関する知識の習得、ヒヤリハット事例等の情報共有)
- ⑥個別事故発生時の担当課長等による対応
  - ・事故発生時の現地立会(発注者・元請会社(及び下請会社)による真の発生原因の検証と再発防止対策の検討)
  - 事故発生事例の確実な周知(メールで事象 原因の周知、業者間の情報共有、事務所全体で情報共有)
- ⑦道路パトロールによる確認 (現道工事の通行規制状況等のチェックによる第三者災害事故の 防止)
- ⑧必要な安全経費の計上、適切な工期・工程設定、特記仕様書の施工条件の明示、現場事故事 例の情報共有

#### 【相双建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

#### おかしくない? その違和感が 身を守る

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①現場着手前の安全計画確認、安全対策実施状況の確認と適切な指導
- ②現場作業員に対する事故発生防止の注意喚起
- ③熱中症防止対策の確認、刈り払い機の取扱方法・安全対策の周知
- ④上空障害物の安全対策実施状況の確認、安全運転教育・健康確認の実施
- ⑤営繕工事における動線の明確化、埋設物の把握、安全確保の実施
- ⑥事故情報の共有と安全研修会の実施、抜き打ち現場パトロールの実施

#### 【富岡土木事務所】

- (1) 令和6年度のスローガン 気がついた ヒヤリ・ハットは すぐ共有 みんなで発見 摘み取る危険
- (2) 具体的な取り組み内容
- ①監督員は、現場着手前に現場代理人と現場を踏査し事故因子と対策が施工計画書に反映されているか確認するとともに、現場立会時に履行状況を確認する。
- ②係長以上の職員は、現場の安全管理の指導を行うとともに、事故防止の取組み等の事例を周知し、類似事故の発生を防止する。
- ③事業担当課長は、毎月の工程会議に併せ、現場の安全パトロールを実施する。
- ④課長以上による合同抜き打ち安全パトロールを実施し、危険箇所の確認及び是正を行う。
- ⑤所長及び業務担当次長は、不定期に現場を確認し、必要な安全対策を指示する。

# 【いわき建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

ハッとした その瞬間を大切に 一瞬の不注意 一生の後悔

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①大規模工事で交通事故が多発したことから、施工計画書の交通管理に関して「誰が・いつ・ どのように・何をする」と記載しているかを監督員が確認し現場での履行状況は課長が確認 する。
- ②作業着手後、早期の段階での事故防止対策として、所内課長会議や「いわき建設事務所管内 建設工事安全推進協議会」の総会等で専門技術管理員が資料を用いて周知徹底を図る。
- ③熱中症防止対策は各現場において実施された対策が効果的であったことから継続するとともに、毎月実施する担当課長等の安全パトロールにおいて夏場前から現場での指導を徹底する。
- ④作業員の不注意が原因の刈り払い機による労働災害の防止対策として、実施設計書の専門技 術管理員の審査意見欄に現場での安全管理の実施状況を監督員が確認するとの意見を付す。
- ⑤上空障害物対策は徹底されているが、毎年地下埋設に関する公衆災害が発生していることか ら、担当課長の安全パトロールで現場での確認と受注者への指導を徹底する。

# 【相馬港湾建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

## 大丈夫? 慣れた作業に 慣れた場所 作業を見直し 労災ゼロ

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①現場工程会議時に併せて現場の安全対策について確認し、施工時のリスク源の抽出、安全活動状況の確認・指導を行う。
- ②段階確認時において、下請けへの指導状況等の施工体制を確認し、末端作業員までの安全意識の浸透を図る。
- ③所内係長以上のメンバーによる 抜き打ち安全パトロールを実施し、不安全行動を速やかに 改善する。また、各港に設置されたライブカメラで安全対策を確認する。
- ④監督員及び現場代理人等を対象とした研修会を開催すると共に、労働災害発生状況を受発注 間で共有し、安全管理に関する知識の向上を図る。
- ⑤早期の工事発注により、標準工期を確保し、受注者の現場における安全でゆとりのある工程 管理と適切な安全管理の実施を推進する。

# 【小名浜港湾建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

# ゼロ災害 日々の確認 積み重ね

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①課長職以上の者と若手(担当)職員による安全パトロールの実施
- ②小名浜港安全協議会による重点パトロールへの参加
- ③受発注者が共に安全意識を共有する講習会の開催
- ④県内・管内における事故発生などの情報共有
- ⑤施工計画書が現場特有の対策となっているか確認

#### 【福島空港事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

# 安全を すべてに優先 ゼロ災害

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①若手職員と課長以上による安全パトロールの実施
- ②受注業者(下請含み)と工事の安全対策に関する会議の実施
- ③県内における事故発生情報の共有

# 【県北流域下水道建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

## 「それ、大丈夫?」ヒヤリとリスクはすぐ共有 すぐ改善

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①すべての現場において受注業者(下請け含む)と発注者による合同パトロールの実施 (年4回)
- ②課長職以上による抜き打ち安全パトロールの実施(年4回)
- ③業務連絡会議に合わせて社内安全パトロールの確認等、安全管理状況を確認する(毎月)
- ④事故情報やヒヤリハット等について、速やかに所内及び現場と情報共有する
- ⑤安全管理における知識習得と意識向上を目的とした所内研修会を実施する(年2回)

## 【県中流域下水道建設事務所】

(1) 令和6年度のスローガン

# 事故ゼロを目指し、みんなで取り組む「安全管理」と「情報共有」

- (2) 具体的な取り組み内容
- ①運転管理業務受託者と一体となった安全推進連絡協議会を設置し、定期的に開催します。
- ②施工計画書が、現場条件に合致した安全な施工方法・仮設計画となっているかを確認します。
- ③夏場特有の熱中症防止対策や、刈り払い機による事故の防止対策を現地で確認・助言します。
- ④下水道工事特有の事故等の情報共有を徹底し、現地で有毒ガス対策を確認し事故を防止します。
- ⑤全ての工事において、チェックリストを用いて安全パトロールを実施します。